

## ■ 余裕期間を設定した建設工事の実施について(お知らせ)

本市では、建設工事の計画的な発注をもって工事の平準化及び受注者にとって効率的で円滑な施工時期の選択を可能とすることにより、ゆとりある工事の促進を図るため、余裕期間制度を導入します。

### ■【余裕期間制度の概要】

#### 1 用語の定義

##### (1) 余裕期間

対象工事において、請負契約の締結の翌日から、工事開始日の前日までの期間のことをいいます。当該期間は実工事期間の30パーセント以下、かつ、60日を越えないものとします。

##### (2) 全体工期

余裕期間と実工事期間を合算した期間をいいます。

##### (3) 工事開始日

実工事期間の始期をいいます。

#### 2 各方式について

##### (1) 発注者指定方式

発注者が工事開始日を指定する方式

##### (2) 受注者指定方式

発注者が指定した工事着手期限までの間において、受注者が工事開始日を指定する方式

##### (3) フレックス方式

余裕期間と実工事期間を合わせた全体工期内において、受注者が実工事期間の始期と終期を選択できる方式。受注者の申出によって実工事期間を短縮することができる。

### ■【契約上の取扱い】

#### 1 余裕期間制度の設定について

余裕期間制度を設定した工事については、設計図書等にその旨を記載します。

#### 2 契約書類等について

(1) 工事請負契約書に記載する工事期間は、発注者又は受注者指定の実工事期間を記載します。

(2) 契約保証に係る期間は、余裕期間も含めた全体工期とします。

(3) 余裕期間の設定に伴う積算上の割増は行いません。

(4) 前払金の請求については、工事開始日から請求ができます。

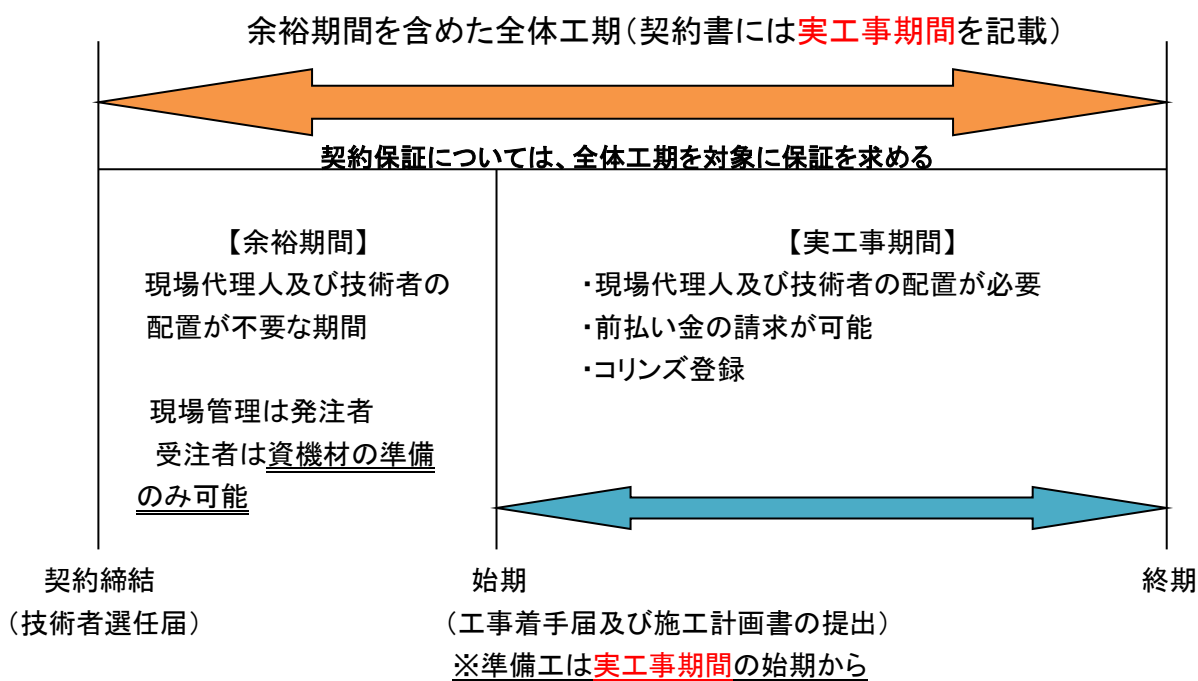
### 3 現場代理人及び主任(監理)技術者の配置について

- (1) 余裕期間中は、現場代理人及び主任(監理)技術者の配置は不要としますが、技術者選任届の提出は、契約締結時とします。
- (2) 受注時のコリンズ登録については、工事開始日から土曜日、日曜日、祝日等を除き、10日以内に行うものとし、技術者の従事期間は**実工事期間**とします。

### 4 その他

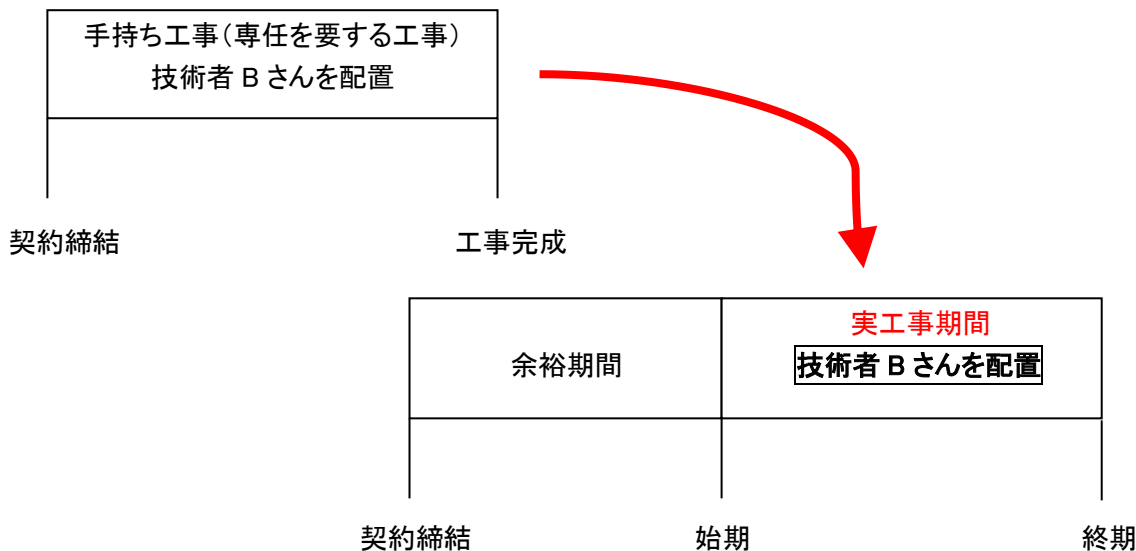
- (1) フレックス方式について、受注者が選択した工事の終期が発注者の示す工事完了期限内において延長が必要となった場合は、工期変更理由を記載した書面により発注者へ工期変更協議を申し出てください。
- (2) 余裕期間中の工事用地等の現場管理は、発注者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入、仮設物の設置等を行うことはできません。  
ただし、発注者指定方式については発注者と受注者との協議の上、工事開始日を変更して余裕期間内に工事に着手することができます。この場合、受注者は速やかに関係書類を提出し、現場施工に着手してください。

## ■【余裕期間を設定した工事のイメージ】



## 【手持ち工事と余裕期間を設定した工事について】

手持ち工事(専任を要する工事)と余裕期間を設定した工事(専任を要する工事)に同じ技術者を配置させる場合は、下記のようなイメージで配置させることが可能です。

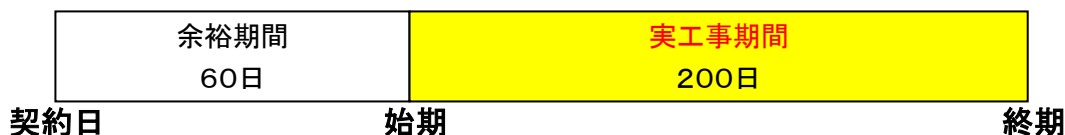


## 【余裕期間制度の各方式について】

### 1 発注者指定方式

余裕期間内で**実工事期間**の始期を発注者が指定する方式

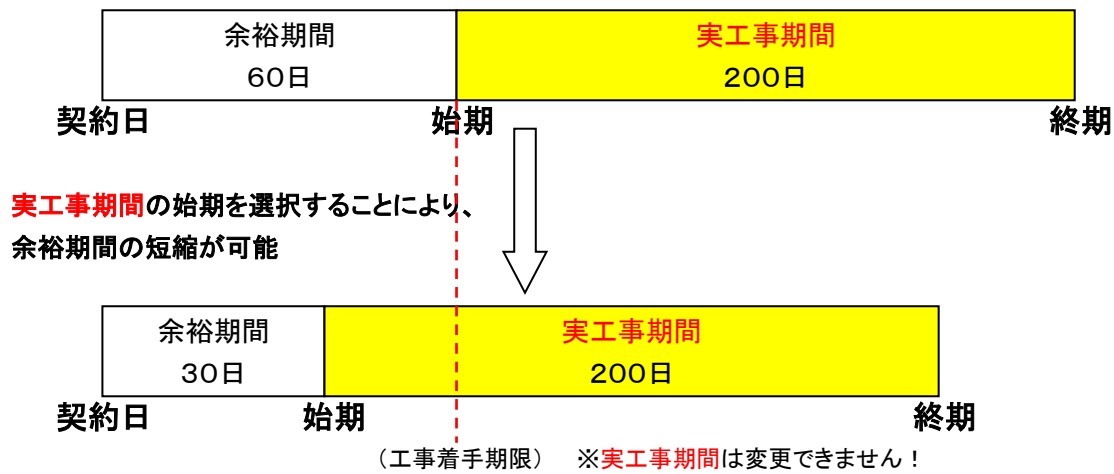
- ① 余裕期間は**実工事期間**の30%以下、かつ、60日を越えないものであること。
- ② 原則として余裕期間の変更はできませんが、発注者と受注者との協議によっては工事開始日を変更して余裕期間内に工事に着手することが可能です。



### 2 受注者指定方式

- ① 発注者が指定した工事着手期限日までの間に受注者が**実工事期間**の始期を選択できる方式
- ② 余裕期間は**実工事期間**の30%以下、かつ、60日を越えないものであること。

- ③ 余裕期間の短縮が可能ですが、**実工事期間**の変更はできません。
- ④ 契約締結時に「工事開始日報告書」を提出してください。



### 3 フレックス方式

- ① 余裕期間と**実工事期間**を合わせた全体工期において、受注者が実工事期間の始期と終期を選択できる方式
- ② 余裕期間は**実工事期間**の30%以下、かつ、60日を越えないものであること。
- ③ 選択した**実工事期間**の終期が発注者の示す工事完了期限内において延長が必要となった場合は、工期変更理由を記載した書面により工期変更協議が必要です。
- ④ **実工事期間**の終期を工事完了期限後に設定することはできません。
- ⑤ 契約締結時に「工事開始日報告書」を提出してください。

